

エコキーパー事業所認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、事業活動において地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所を、県がエコキーパー事業所として認定することにより、事業所における自主的な地球温暖化対策を促進することを目的とする。

(対象)

第2条 エコキーパー事業所として認定の対象となる事業所は、栃木県に所在し、事業活動を行っている事業所であって、地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所とする。

なお、ここで言う「事業所」とは、工場または事業場（事務所、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等）をいう。

(認定要件・認定ランク)

第3条 エコキーパー事業所の認定（以下「認定」という。）は、当該事業所における地球温暖化対策の取組状況に応じ、認定ランクを区分して行うものとし、認定ランクの区分ごとの認定の要件は、別表に掲げるとおりとする。

(認定事業所の範囲)

第4条 エコキーパー事業所として認定する事業所の認定範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本店、支店、営業所、工場等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業所単位
 - (2) オフィスビル等で事業活動を営んでいる事業所については、他の事業所と区画・区分できる範囲
- 2 同一事業者が、同一敷地内に業務内容の異なる複数の事業所を設置し、外形的に区分することができない場合は、前項第1号の規定にかかわらず、これを一体の事業所として扱うこととする。

(認定の募集期間及び申請)

第5条 認定の募集期間は、通年とする。

- 2 認定を受けようとする事業所は、「エコキーパー事業所認定申請書（様式第1号）」を、知事に提出しなければならない。
- 3 申請書は、事業所ごとに提出するものとする。ただし、複数の事業所の認定を希望する場合は、まとめて申請を行うことができる。

(認定)

第6条 知事は、前条に規定する申請を受けたときは、書類審査等により、第3条に規定する認定要件を満たすかどうかを審査し、満たすと認められる場合は、エコキーパー事業所として認定するものとする。

- 2 知事は、認定を行ったときは、申請者に対し「エコキーパー事業所認定証（様式第2号）」を交付するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定日の属する年度の3年後の11月末日とする。ただし、以下の場合は前年度比削減率の把握状況に応じ、次のとおりとする。

温室効果ガスの排出状況の把握状況	認定期間
過去2年度分の前年度比削減率を把握	認定日の属する年度の2年後の11月末日
過去1年度分の前年度比削減率を把握	認定日の属する年度の1年後の11月末日

(認定の更新・ランクアップ)

第8条 エコキーパー事業所として認定された事業所（以下「認定事業所」という。）は、認定を継続しようとするときは、認定期間の最終年度において、改めて第5条第2項に規定する申請を行うものとする。

- 2 認定事業所は、認定ランクをより★の多いランクに変更（以下「ランクアップ」という。）しようとするときは、改めて第5条第2項に規定する申請を行うものとする。
- 3 前2項の申請に係る認定期間は、従前の認定期間にかかわらず、当該申請に係る認定の日を起算日として前条の規定を適用する。
- 4 ランクアップの認定を受けた認定事業所は、ランクアップ後のエコキーパー事業所認定証の交付を受けたときは、速やかにランクアップ前のエコキーパー事業所認定証を知事に返還するものとする。
- 5 更新及びランクアップに係る申請書の提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

(事業所の責務)

第9条 認定事業所は、認定に係る地球温暖化対策の取組を維持するとともに、取組の充実を図るものとする。

(認定内容の変更・廃止の届出)

第10条 認定事業所は、次の各号に掲げる場合には、「エコキーパー事業所認定内容変更（廃止）届（様式第3号）」を知事へ提出するものとする。

- (1) 事業所の名称を変更したとき
 - (2) 事業所の所在地を変更したとき
 - (3) 事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき
- 2 知事は、前項の届出があった場合は、必要に応じ、認定事業所に対して聞き取り調査又は現地調査を実施し、届出内容の確認を行うものとする。
- 3 知事は第1項第1号及び第2号に係る届出を受理し、届出内容を確認したときは、変更後の「エコキーパー事業所認定証（様式第2号）」を交付するものとする。
- なお、認定期間は従前の期間を適用する。

(認定の辞退)

第11条 認定事業所は、認定を辞退しようとするときは、「エコキーパー事業所認定辞退届（様式第4号）」を知事から交付されたエコキーパー事業所認定証を添付して、知事へ提出するものとする。

(認定の取消)

第12条 知事は、認定事業所が第2条に規定する認定対象事業所に該当しなくなったとき又はエコキーパー事業所としてふさわしくない行為があったと認められるときは、認定の取消を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により認定の取消を行ったときは、その旨を事業所へ通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた事業所は、速やかにエコキーパー事業所認定証を知事に返還するものとする。

(エコキーパーの使用)

第13条 認定事業所は、栃木県地球温暖化防止イメージキャラクター（以下「エコキーパー」という。）を、栃木県地球温暖化防止イメージキャラクター「エコキーパー」使用規程（以下「エコキーパー使用規定」という。）の規定にかかわらず、その事業者が発行する印刷物等に使用することができる。

ただし、エコキーパー使用規定第3条後段に定めるキャラクター使用の趣旨に反しないよう使用することとする。

2 認定事業所は、エコキーパーの使用に当たっては、当該事業所の認定ランクを示す★を付すことができる。

(広報)

第14条 知事は、エコキーパー事業所名等を、広く県民に広報するものとする。

(庶務)

第15条 この要領に関する事務は、栃木県環境森林部気候変動対策対策課において処理する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21（2009）年6月17日から施行する

附 則（平成23（2011）年6月14日一部改正）

この要領は、平成23（2011）年6月15日から施行する

附 則（平成24（2012）年6月18日一部改正）

この要領は、平成24（2012）年6月19日から施行する

附 則（平成25（2013）年5月16日一部改正）

この要領は、平成25（2013）年5月16日から施行する

附 則（平成 25（2013）年 11 月 14 日一部改正）

この要領は、平成 25（2013）年 11 月 14 日から施行する。ただし、第 11 条及び第 12 条の規定は、平成 26（2014）年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27（2015）年 3 月 18 日一部改正）

この要領は、平成 27（2015）年 3 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28（2016）年 6 月 22 日一部改正）

この要領は、平成 28（2016）年 6 月 22 日から施行する。

附 則（令和元（2019）年 5 月 24 日一部改正）

この要領は、令和元（2019）年 5 月 24 日から施行する。

附 則（令和 2（2020）年 3 月 19 日一部改正）

この要領は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3（2021）年 3 月 31 日一部改正）

この要領は、令和 3（2021）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3（2021）年 4 月 16 日一部改正）

この要領は、令和 3（2021）年 4 月 16 日から施行する。

(別表)

認定ランク	認定要件
★	① 次に掲げる取組（以下「基本的な取組」という。）をいずれも実施 ア 温室効果ガスの排出状況の把握 イ エアコンの温度の適切な管理 ウ 使用しない部屋の照明の消灯 エ 事務用機器等の使用しない時間帯における主電源の遮断 オ 近い階への移動時の階段利用の推奨 （エレベーター未設置事業所を除く） カ 節水 キ 廃棄物、資源ごみの分別回収 ② 温室効果ガス排出削減チャレンジ宣言を実施
★★	① 基本的な取組をいずれも実施 ② 基本的な取組以外に自主的に実施している地球温暖化対策（以下「発展的な取組」という。）を5項目以上実施 ③ 温室効果ガスの過去3年度分の前年度比削減率の平均が0%を上回る
★★★	① 基本的な取組をいずれも実施 ② 発展的な取組を5項目以上実施 ③ 温室効果ガスの過去3年度分の前年度比削減率の平均が1%を上回る

○ 温室効果ガスとは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)で定義するエネルギーの使用に伴い排出される二酸化炭素を指す。なお、削減率の算定に当たっては、排出量又は当該排出量をエネルギー使用量と密接な関係を持つ値で除した値（以下「温室効果ガス排出量原単位」という。）を用いるものとする。

○ 過去3年度分の前年度比削減率の把握が困難な場合は、過去2年度分又は1年度分の前年度比削減率の平均により認定ランクを区分するものとする。この場合、認定期間は第7条のとおりとする。

○ 第8条第1項の規定による認定の更新の場合は、当初の認定申請にあたり温室効果ガス排出量把握の基準となった期間から引き続き期間の前年度比削減率の平均により、認定ランクを区分することができるものとする。

○ 7月から9月まで及び12月から3月までの8時から22時までの時間帯において、他人から供給された電気の使用に伴い排出された温室効果ガスの量は、1.3倍して算出することができるものとする。